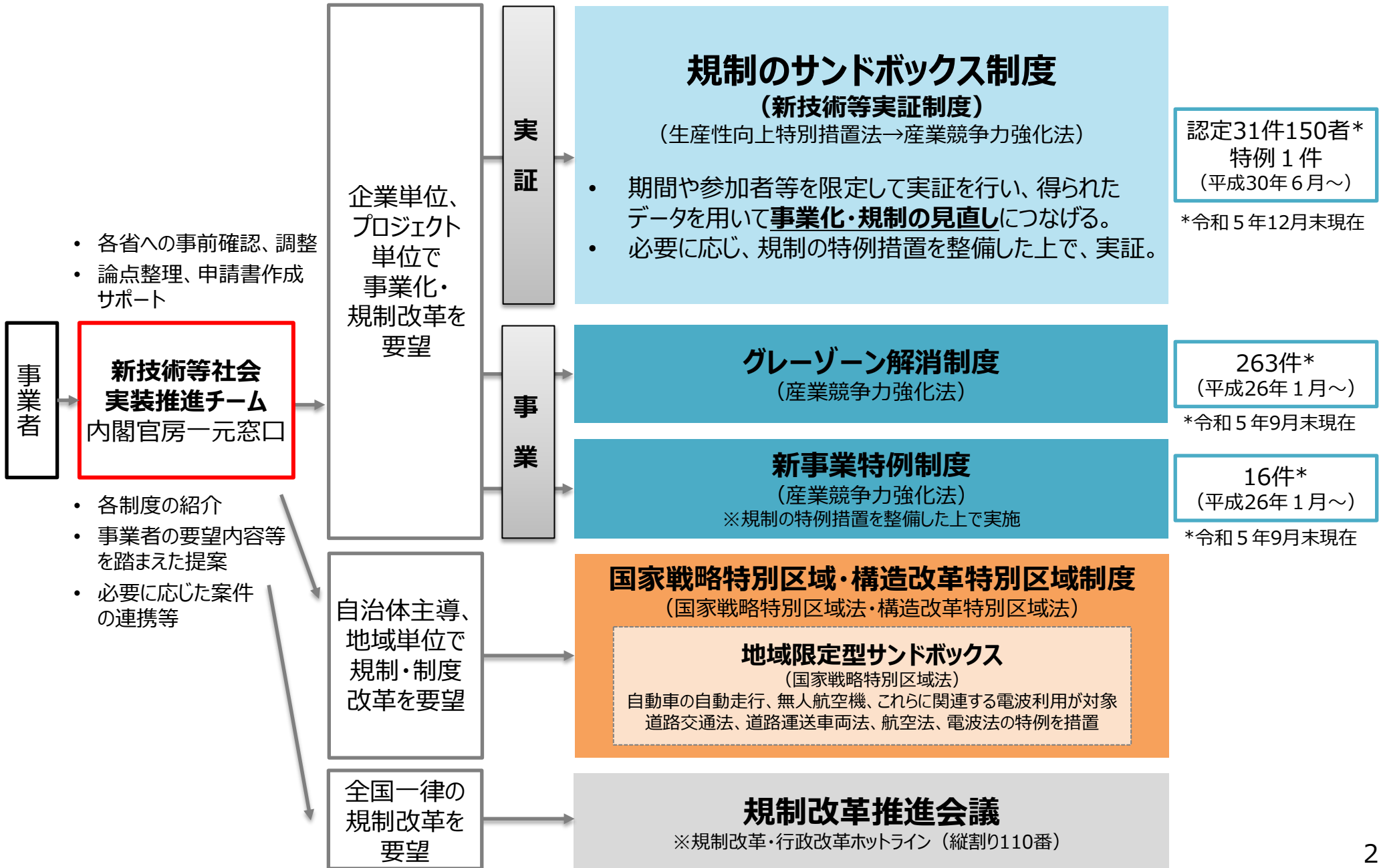


スタートアップの支援・連携で規制が関わる場合に どう対応すればよいか？

2024年2月9日

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局
新技術等社会実装推進チーム
参事官補佐 野口 純

内閣官房 新技術等社会実装推進チーム、規制のサンドボックス制度の位置づけ



“まずやってみる！”



- ・目指す新技術・新事業、規制との関係が問題となる場合
- ・期間や参加者を限定し「実証」を行う
- ・実証でデータを集め、それを基に円滑な事業化・規制改革に繋げる

➡ 市場との対話・実証による政策形成

制度の必要性、背景

規制当局：必要なデータ等が証明されなければ、規制改革に踏み切ることができない。

規制当局



- 新しい技術やビジネスモデルが、よくわからない。
- 適用の前例がなく、担当レベルでは判断できない。
- リスクの程度がわからない。
- この計画は問題なさそうだが、認めると同様の事業を断れない。等々

事業者：規制の存在のために試行錯誤できず、規制改革に必要なデータを取得できない。

事業者



- どの規制が関係あるかわからない。
- 規制に反しない方法がわからない。
- 実証できないのでデータがとれない（提出できない）。等々

**⇒新しい技術・ビジネスモデルの迅速な社会実装のためには、
「まずやってみる！」ことを許容する仕組みが不可欠。**

規制のサンドボックス制度（新技術等実証制度）活用の流れ

- まずは、内閣官房の一元窓口に相談（リモートも可）。

実証計画の内容を（人数、金額、場所、内容等）を工夫し、
まずは、既存の規制の適用を受けことなく実証を実施できる環境をつくる。
必要があれば、規制の特例措置を求めることも可能。

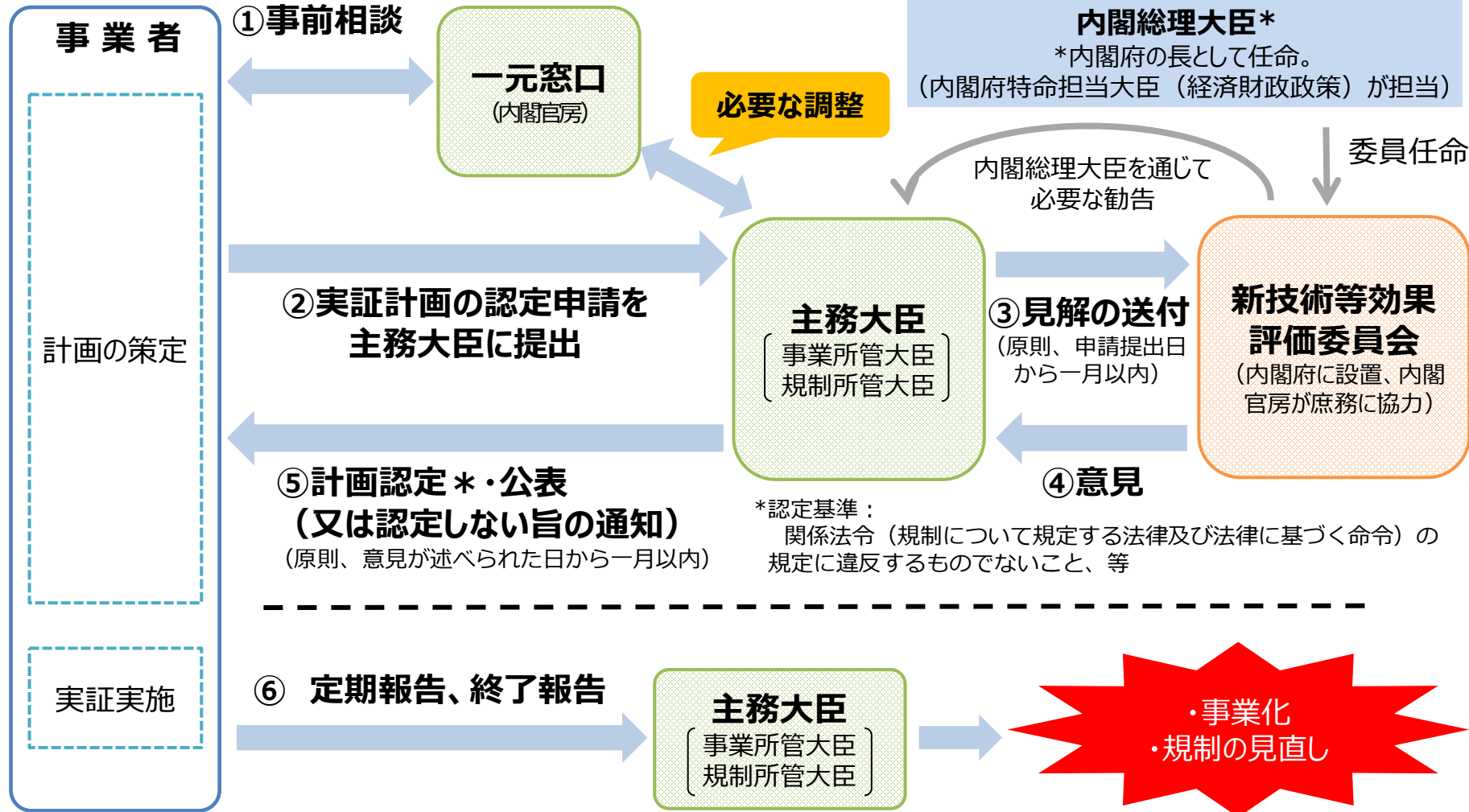
- 実証計画を主務大臣（規制所管省庁、事業所管省庁）へ申請。
内閣官房の一元窓口が、一貫してサポート。

- 主務大臣は、実証計画が、既存の規制法令に違反しない場合には認定。
主務大臣の見解（認定の可否、しない場合の理由、等）は、内閣府に設置した新技術等効果評価委員会で審議。

- 実証後、規制所管省庁は、検討結果に基づき、必要な規制の撤廃又は緩和のための法制上の措置その他の措置を講じる。

規制のサンドボックス制度（新技術等実証制度）の仕組み

基本方針（認定に関する基本的な事項、等）：内閣総理大臣（内閣官房）が案を作成、閣議決定



※新たな規制の特例措置を整備する場合には、計画申請前に主務大臣に対して要望（プロセスは計画認定と同様）。
新事業活動に係る規制の特例措置、計画の認定に関しても、主務大臣が必要と認めるときは、評価委員会の意見を聴くことができる。

認定実績

平成30年6月施行以降、FinTech、モビリティ、ブロックチェーン、ヘルスケア、AI・IoTなど多様な分野で、**31計画150者が認定**されている。そのうち**1件では、新たな規制の特例措置**を整備。

Fintech

- ・犯罪収益移転防止法 × データ
- ・Insurtech (P2P保険)
- ・少額短期 (P2P保険)



モビリティ

- ・電動キックボードのシェアリング
- ・ハイブリッドバイク
- ・車内空間のシェアリング
- ・キャンピングカーの相乗り



ブロックチェーン

- ・暗号資産
- ・治験、臨床研究
- ・第三者対抗要件



ヘルスケア

- ・オンライン受診勧奨 × 診断キット
- ・救急医療 × 生体認証
- ・スポーツ × リアルタイム採血検査
- ・医薬品 × 販売機
- ・野菜POPの自主マニュアル
- ・薬局×災害対策医薬品供給車両



AI・IoT・DX

- ・IoT × 家電 (PLC)
- ・DX × 不動産 (IT重説)
- ・DX × 債権譲渡通知
- ・DX × 障害者雇用
- ・DX × 定期建物賃貸借契約
- ・AI × 無人カフェ
- ・DX×ペイロール



環境・リサイクル

- ・IoT × リサイクル
- ・ラベルレス製品×自販機



切替可能な電動モビリティに関する実証

【申請者】 Glafit（株）、和歌山市長

【法令】 道路交通法、
道路運送車両法

【認定】 2019年10月
(警察庁、国土交通省)

背景

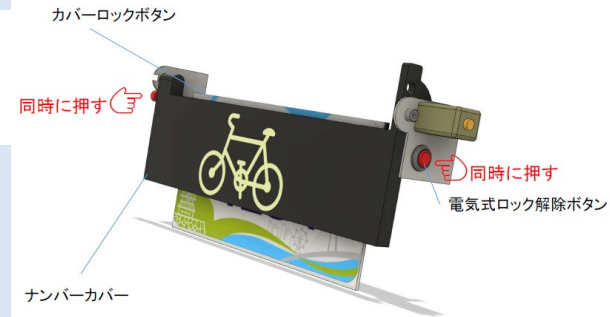
- ✓ 走行モードを切替えることができるペダル付き電動モビリティが、「人力のみで走行」する状態であっても、道路交通法「原動機付自転車」として取り扱われ、危険時でも、車道から、自転車レーン等に回避できない。

実証

- ✓ モーターを切断した車体で実際に走行。車道走行に危険を感じるという声が多数あった一方、歩道走行に危険を感じるという回答は少数。

成果

- ✓ モビリティ・カテゴリー・チェンジャー（モビチェン）の機構を取り付けた場合は、電動バイクと自転車の切替えを認める通達が警察庁より発出された。（令和3年6月28日付）



<要件>

- ・ 乗車している者が、車が停止していない状態で、EVモードから人力モードに切り替えることができず、かつ、人力モードからEVモードに切り替えることができないこと。
- ・ 人力モードは、地方税法（昭和25年法律第226号）及び市町村（特別区を含む。）の条例に基づいて交付された原動機付自転車の標識を表示することができず原動機付自転車として適法に走行させることができない構造であり、かつ、それが明らかな外観となっていること。

内閣官房 新技術等社会実装推進チームへのご相談（Web、電話）

- 入力フォームからお問い合わせされる場合（通常ルート）
下記HPの入力フォームよりお問い合わせください。

内閣官房
Cabinet Secretariat

Google 提供 検索

内閣官房について 会見・発表 政策・制度 情報提供

[トップページ](#) > [各種本部・会議等の活動情報](#) > [規制のサンドボックス制度](#)

規制のサンドボックス制度

お問い合わせ・案件のご相談

規制のサンドボックス制度に関するお問い合わせや案件のご相談は、[こちらのフォーム](#)よりお申込みください。
規制に関して問合せ先が分からない場合にもまずはご相談ください。
海外企業の方は[日本貿易振興機構（JETRO）](#) 経由でも相談を受け付けています。



- 直接お電話にてお問い合わせされる場合
内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局 新技術等社会実装推進チーム
電話：03-3581-0769